実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
郡山市	田村町細田地区 (細田)	平成28年8月1日	令和5年8月25日	

1 対象地区の現状

① ±	51.8 ha				
27	29.4 ha				
(3)±	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha			
4)±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 5.5 ha				
(備考)					

2 対象地区の課題

現状、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は1.1haであり、地域内の農地は中心経営体による引き受けの意向があり、また中心経営体の平均年齢は比較的若いが、更なる担い手の確保の検討が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

細田地区の農地は、中心経営体である認定農業者4経営体、認定新規就農者2経営体及びその他2経営体が担っていく。

また、地区内の後継者育成にも力を注いでいく。

中心経営体

屋	性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向				
7/24	11-	(氏名•名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲		
計		8 経営体	水稲ほか 酪農 子牛販売	19.7 ha 30 頭 24 頭	水稲ほか 酪農 子牛販売	25.2 ha 35 頭 30 頭			

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・地域農業全体について

遊休農地となっている畑地を解消して新たに作付けを行い、販売の拡大及び景観の改善を図るとともに、大型の農業機械を導入することで経営規模の拡大と労力コストの削減に取り組んでいく。

なお、農業用機械や施設の導入・更新の際には補助事業等を活用していく。

農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸付を行うこととし、将来的には中心経営体への農地の集積を目指していく。

・担い手の育成確保等について

積極的に新規就農を促進し、プランの担い手となる後継者等については、農業用機械の利活用を含め、地区全体で育成支援する。